様式第二号（第二条、第十三条の二、[illegible]関係）

JVの場合「JV」と記入する。

該当するものに○を記入する。

工事経歴書

各工事現場に置かれた配置技術者について、該当する個所にレ印を記入する。

工事進行基準を採用している場合には、適用される完成工事について、その完成工事高を()書きで記入する。

「土木一式工事」については「PC工事」を、「とび・土工工事」については「法面処理工事」を、「鋼構造物工事」については「鋼橋上部工事」を、内数で記入する。

（建設工事の種類）　とび・土工・コンクリート 工事　（　税込　・　税抜　）

注文者	元請又は下請の別	JVの別	工事名	工事現場のある都道府県及び市区町村名	配置技術者 氏名	主任技術者又は監理技術者の別（該当箇所にレ印を記載） 主任技術者	監理技術者	請負代金の額	うち、・PC ・法面処理 ・鋼橋上部	工期 着工年月日	完成又は完成予定年月
国土交通省 四国地方整備局	元請		国道○○線法面保護工事	高知県 高知市	○橋　○郎	レ		(110,000) 320,000 千円	(110,000) 320,000 千円	令和 3 年 5 月	令和 4 年 3 月
高知県	元請		県道○○線法面保護工事	高知県 安芸市	□本　□郎		レ	98,000 千円	98,000 千円	令和 3 年 5 月	令和 4 年 2 月
㈲○△産業	元請		○○工場外構工事	高知県 高知市	△田　○男	レ		45,000 千円	千円	令和 3 年 8 月	令和 4 年 3 月
㈱[illegible]	[illegible]		高知支店解[illegible]	[illegible]	△田　○男	レ		30,000 千円	千円	令和 3 年 6 月	令和 4 年 1 月
A	下請		A邸新築工事	高知県 香南市	○木　○一	レ		25,000 千円	千円	令和 3 年 8 月	令和 3 年 8 月
			××ビル建築における基礎工事	高知県 南国市	○川　○二	レ		50,000 千円	千円	令和 3 年 7 月	令和 4 年 3 月
㈱＃＃組	下請		△△線緊急地方道路整備の内法面処理工事	高知県 いの町	＃山　×三	レ		12,000 千円	12,000 千円	令和 2 年 7 月	令和 3 年 7 月
									千円	令和　年　月	令和　年　月
									千円	令和　年　月	令和　年　月
									千円	令和　年　月	令和　年　月
									千円	令和　年　月	令和　年　月
（主な未成工事）								千円	千円	令和　年　月	令和　年　月
△△土木㈱	下請		△△公園改修の内盛土及び基礎工事	高知県 高知市	□本　□郎	レ		25,000 千円	千円	令和 3 年 8 月	令和 5 年 3 月

工事施工の実績がない場合は、「実績なし」と記入する。

請け負った工事が何の工事かわかるように具体的な工事の名称を記入する。
（専門業種の場合の例）
県道□□線道路改良工事（法面工事）

注文者が個人の場合は、特定されないように、例えば注文者「A」と記載し、工事名に「A邸○○工事」等と記入する。

★経営事項審査を申請する場合

① 元請工事に係る完成工事について、その**請負金額(元請)の合計額**の7割を超えるところまで、請負代金の大きい順に記入する。
（注） 7割に達さなくても、500万円(建築1,500万円)未満の工事は、10件を超えて記入する必要はない。

② ①で**全体**の7割に達していない場合、①以外の完成工事（元請、下請に関係なく）について、全ての完成工事高の7割を超えるまで請負金額の額の大きい順に記入する。
（注） 7割に達さなくても、500万円(建築1,500万円)未満の工事は、10件（①の元請工事500万円(建築1,500万円)未満の工事を含む）を超えて記入する必要はない。

③ ②に続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記入する。

★経営事項審査を申請しない場合

① 主な完成工事について、請負代金の額の大きい順に記入する。

工事経歴書に内訳として記載したものの合計ではなく、業種ごとの直前1年間の総合計であり、様式第三号の工事の施工金額に一致する。

ページごとの完成工事の件数及び請負代金の額の合計を記入する。

				うち　元請工事	
小計	7 件	370,000 千円	208,000 千円	283,000 千円	208,000 千円

業種ごとの最終ページに、完成工事の件数及び請負代金の額の合計を記入する。

				うち　元請工事	
合計	23 件	486,000 千円	235,000 千円	351,000 千円	215,000 千円

○許可申請時及び決算終了後の変更届の場合の工事経歴書について

・施行後の経過措置期間（令和元年5月31日まで）に、「旧とび・土工工事業」で契約した解体工事の完成工事高は「その他工事」に計上する。ただし、「解体工事業」の許可申請時及び許可取得後の決算終了後の変更届は、「解体工事業」に計上する。

・施行日前に「旧とび・土工工事業」で契約した解体工事については、完成工事高を分けて記載する必要はない。